

6 スポーツツーリズムにおけるインバウンド誘客戦略業務委託に関する質問に対する回答（令和6年5月17日）

No.	質問事項	回答
1	仕様書 4 業務内容(1)誘客業務について 『誘客目標数は8団体以上とする』とありますが、実際に誘客した団体数が8団体に満たなかった場合、業務に関する費用に影響はありますか	誘客団体に直接関係する経費については、満たなかった部分を減額とします。
2	神栖市内の公共施設について、誘客に必要な場合優先的に予約することは可能でしょうか	可能です。
3	実施要領 9 審査方法(3) キ 『プレゼンテーションの際は、提案資料以外の追加資料は認めない。』とありますが、パワーポイント等で提案内容をより詳しく説明するための提案書とは別のプレゼンテーション資料はこの場合の追加資料になりますか。	提案書の内容を補足するためのパワーポイント等については追加資料とはなりません。
4	海外のスポーツ合宿を誘客するために開催するイベント、大会等の主催者は神栖市か業務委託事業者のどちらになりますか。	大会等にかかる費用の負担割合により、主催等を決定します。
5	企画内容により、市外の宿泊施設、スポーツ施設を利用することは可能でしょうか。 利用可能な場合、業務委託費用から捻出することは可能でしょうか。	原則として、市外の宿泊施設等は利用不可とします。ただし、市内の宿泊施設等だけでは不足する場合は、利用可とし、その場合は業務委託費用から捻出することも可能です。
6	市外が含まれる行程(例:神栖市内で数泊の合宿をした後、東京観光で1泊)は対象となりますか。	行程としては対象となりますが、業務委託費用については市内利用分のみとなります。